

令和8年7月24日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づき、変更後の
県営八代地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係市長と協議するの
で、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第57条の2の2第2項に規定
する事項は、下記のとおりとする。

令和8年7月24日

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の県営八代地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

2 縦覧の期間

令和8年7月27日から令和8年8月24日まで

3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所のウェブサイト

4 意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の
住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

5 意見書の提出先

〒311-1593

茨城県鉾田市鉾田1367-3

茨城県鹿行農林事務所